

○農業農村整備事業関係の簡易型総合評価試行ガイドラインにおける地域貢献（農業農村の有する多面的機能の維持増進活動）に関する取扱いについて

平成21年5月26日事調第230号
各支庁長、北海道土地改良事業団体連合会会長、
北海道市町村会会長、北海道町村会会長あて
農政部長

[沿革] 平成22年5月6日事調第228号、24年3月23日第1307号、令和元年5月14日
第271号改正、令和6年1月15日第1023号改正

簡易型総合評価方式の評価項目については、品質の確保の観点から、企業の施工実績や技術力、地域精通度や地域貢献度等の項目を評価し、その地域での工事を円滑に実施する能力を有しているかを評価しています。

農政部では平成21年4月30日付けで、農業農村の有する多面的機能の維持増進活動を地域貢献の項目とした、簡易型総合評価試行ガイドラインの運用を定め通知したところですが、その確認事務を円滑に行うために必要な事項を定めましたので、事務処理を適正に行ってください。

（農村振興局事業調整課事業予算契約グループ）

農業農村整備事業関係の簡易型総合評価試行ガイドラインにおける地域貢献（農業農村の有する多面的機能の維持増進活動）に関する取扱いについて

（平成21年5月26日事調第230号農政部長）

1 目的

この取扱いは、北海道における簡易型総合評価**落札**方式の試行にあたり、農政部は、技術評価項目の地域貢献度を農業農村の有する多面的機能の維持増進活動（以下「多面的機能の維持増進活動」という。）としたところであり、その活動の確認を円滑に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

2 企業評価の対象とする多面的機能の維持増進活動

対象とする活動内容は、工事を施工する総合振興局及び振興局管内において、**3**に掲げる事業等で行われる、次の各号に掲げる活動に企業の役員または職員が複数参加したものである。

（1）農地・農業用水等の保全活動

水路の泥上げや草刈り、ため池等の清掃、農道の補修等の活動に参加するなど、農地、農業用水等の資源の適切な保全管理に寄与する活動

（2）造成施設の保全管理活動

農業農村整備事業で造成された施設において、土地改良区等施設管理者と連携して行う施設の保全管理に寄与する活動

（3）農村環境保全向上活動

ア 地域における動植物の調査、水資源の適正な管理等生態系や水質の保全に寄与する活動

イ 地域における植栽活動、不法ごみの撤去、用排水路の清掃など景観形成、生活環境保全に寄与する活動

（4）耕作放棄地発生防止活動

耕作放棄地の発生を防止するために実施する活動

3 多面的機能の維持増進活動の対象となる事業等

（1）**多面的機能支払制度**による活動組織に協力して行った活動

（2）中山間地域等直接支払制度による集落協定に基づき実施される活動

（3）**水利施設管理強化事業**による施設維持管理等の活動

（4）**農業水利施設等を管理する土地改良区など施設管理者**との管理協定や連携により行われる活動

4 企業評価の対象とする多面的機能の維持増進活動を実施した年度

当該入札を実施する年度を除く、過去3か年度の活動を対象とする。

5 多面的機能の維持増進活動の確認方法

（1）農業農村の有する多面的機能の維持増進活動申告書の提出

多面的機能の維持増進活動に参加した企業は、農業農村の有する多面的機能の維持増進活動に関する申告書（別記1号様式）に該当する活動等を記載し、総合振興局長又は振興局長に提出する。

(2) 確認及び通知

総合振興局長又は振興局長は記載された活動内容が、本取扱に定めた活動であるか、当該活動に対する事業実施主体等の証明がなされているかを確認し、農業農村の有する多面的機能の維持増進活動に関する確認書（別記2号様式）を交付する。

(3) 北海道電子申請サービスによる申請書の提出等

(1) 及び(2)による申告書の提出等は、当該各規定の定めに係わらず、北海道電子申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。また、申告等を行う場合は、システムにより提供する様式によるものとする。

6 総合評価落札方式の地域貢献項目での活用

総合評価落札方式の地域貢献項目で農業農村の有する多面的機能の維持増進活動の有無を活用する場合には、「北海道における総合評価方式のガイドラインの運用について」（令和5年3月13日付け事調第1171号）様式-6-4「地域の守り手確保調書（1）」に必要事項を記入するか、別記2号様式の写し又はシステムにより発行される確認書の写しを技術評価項目申請書に添付させることとする。

7 その他

別添、質疑応答及び具体的な活動事例を参考としてください。